

# 「空き家改修費助成制度」

最大60万円!

小城市空き家バンクに登録された空き家（一戸建て住宅）の改修工事及び不用物の撤去などを行う方に対して、改修費を補助します。**また、定住促進住宅取得奨励金との併用で最大140万円の支援を受けることができます。**

## 対象となる方

- ・ 空き家を購入又は借りた方
  - ・ 入居者が決定している空き家の持ち主の方
- ※ 5年以上住むことを前提に、小城市の住民基本台帳に登録され、市内に生活の実態がある方が対象です。  
この他にも要件がございます。

## 対象となる空き家

空き家バンクに登録された空き家のうち、適切に管理されている一戸建て住宅

- ※ 一戸建て住宅は、専用住宅又は併用住宅（居住部分に限る。）です。

## 補助金の額

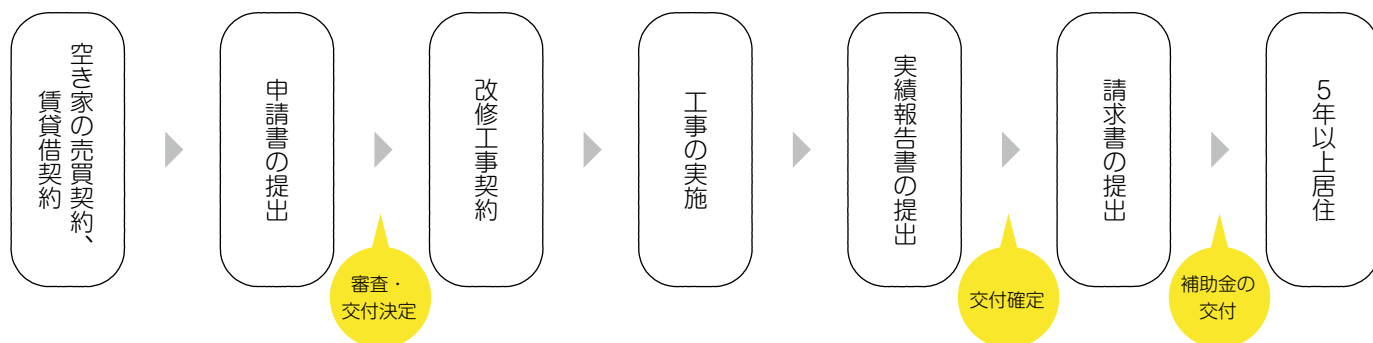
空き家の改修工事	補助対象経費の1/2	限度額50万円
不用物の撤去及び処分	補助対象経費の1/2	限度額10万円

※1…不要物の撤去及び処分のみでの申請はできません。  
※2…それぞれの補助は一戸につき1回限りです。

## 補助金の申請

補助金の申請は、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から6か月以内に、改修工事等に着手する前までに小城市役所まちづくり推進課へ申請してください。

## 補助金交付の流れ



### 小城市空き店舗対策事業

市が定める区域内の空き店舗や空き家を活用して新規出店するときに、**最大100万円**を補助します。

詳しいお問い合わせは

小城市商工会議所 0952-73-4111  
牛津芦刈商工会 0952-66-0222